

京都市立芸術大学学則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第 135 号

京都市立芸術大学学則の一部を改正する規則

京都市立芸術大学学則の一部を次のように改正する。

別表第3演習の項中

原典研究（ドイツ語）Ⅱ	1
-------------	---

を

「

原典研究（ドイツ語）Ⅱ	1
総合演習	2

に改める。

」

別表第4教職に関する科目の項中

「

高等学校教育実習	2
----------	---

を

」

「

高等学校教育実習	2
教職実践演習	2

に改める。

」

別表第5中

生徒指導論	2
総合演習	2

を

」

「

生 徒 指 導 論	2
-----------	---

」に、

「

教 育 実 習 II	2
------------	---

」を

「

教 育 実 習 II	2
教 職 実 践 演 習	2

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の京都市立芸術大学学則の規定は、平成22年度以後に入学する者について適用し、平成21年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

(行財政局芸術大学事務局教務学生課)